

第 7 0 号議案

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定の専  
決処分について

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定につき、別紙のとおり専  
決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により報告し、承認を求め  
る。

平成 3 0 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志



八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定の専  
決処分書

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定につき、議会の議決を求  
むべきところ緊急に改正作業をする必要があった事項について、市議会の了承の  
もと、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

八王子市長 石 森 孝 志

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八王子市国民健康保険条例（昭和34年八王子市条例第4号）の一部を次のよ  
うに改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(課税額)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <b>58万円</b> を超える場合においては、基礎課税額は、<b>58万円</b> とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <b>54万円</b> を超える場合においては、基礎課税額は、<b>54万円</b> とする。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(保険税の減額)</p> <p>第30条 次の各号のいずれかに掲げる納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる</p>	<p>(保険税の減額)</p> <p>第30条 次の各号のいずれかに掲げる納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる</p>

額を減額して得た額（当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び同法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者（以下「特定同一世帯所属者」という。）1人につき**27万5千円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～ウ (略)

(3) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**50万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～ウ (略)

額を減額して得た額（当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び同法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者（以下「特定同一世帯所属者」という。）1人につき**27万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～ウ (略)

(3) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**49万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～ウ (略)

## 附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の八王子市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。